

## J∞QUALITY 商品認証ラベルの発給システムについて

J∞QUALITY 商品認証事業規約（以下：規約という）第 8 条の規定により、J∞QUALITY 認証商品（以下：商品という）の販売に当たっては、一般社団法人日本ファッション産業協議会（以下：協議会という）が指定する J∞QUALITY 認証下札（以下：下札という）を商品に付加しなければならない。尚、ふとんについては下札に加えて J∞QUALITY 認証織ネーム（以下：織ネームという）を付加しなければならない。ただし、下札及び織ネームは、協議会が指定する J∞QUALITY 認証ラベル発給業者（以下：指定業者という）より購入するものとする。尚、商品を販売する企業は、規約第 5 条で規定する企業認証取得の際に、規約第 9 条で規定する「J∞QUALITY 認証ロゴマークの使用契約書」を協議会と締結していなければならない。また、商品に下札及び織ネームを単独で付加することはできない。必ず当該商品のブランド下札及び、ブランド織ネームと共に付加しなければならない。

### 【下札の発給】

#### ①J∞QUALITY 下札発注申請書（様式 16 号）の提出

下札を購入するには、J∞QUALITY 商品認証を取得した企業（以下：認証企業という）が、WEB 上から「J∞QUALITY 下札発注申請書（様式 16 号）」をダウンロードし、必要事項を記入して J∞QUALITY 運営事務局（以下：事務局という）へメールにて申請。尚、下札の種類、デザイン、価格は、商品認証取得時に事務局から商品認証申請者へメールにて送付する。

#### ②事務局は、メールにて受け取った J∞QUALITY 下札発注申請書の内容を確認し、指定業者へ発注情報を伝達。

#### ③下札購入者（認証企業あるいは認証企業が購入委託する企業）は、J∞QUALITY 下札発注申請書に基づき、指定業者へ下札を発注する。納期は、原則受注後 1 週間以内の発送とする。

この下札発給については、別紙の図解「J∞QUALITY 認証ラベル発給システムフローチャート」を参照。

## 【織ネームの発給】

### ①J∞QUALITY 織ネーム発注申請書（様式17号）の提出

織ネームを購入するには、認証企業が、WEB上から「J∞QUALITY 織ネーム発注申請書（様式17号）」をダウンロードし、必要事項を記入して事務局へメールにて申請。尚、下札の種類、デザイン、価格は、商品認証取得時に事務局から商品認証申請者へメールにて送付する。

### ②事務局は、メールにて受け取った J∞QUALITY 織ネーム発注申請書の内容を確認し、指定業者へ発注情報を伝達。

### ③織ネーム購入者（認証企業あるいは認証企業が購入委託する企業）は、J∞QUALITY 織ネーム発注申請書に基づき、指定業者へ下札を発注する。納期は、原則受注後30日以内の発送とする。

この織ネーム発給については、別紙の図解「J∞QUALITY 認証ラベル発給システムフローチャート」を参照

# J∞QUALITY 認証ラベル発給システム フローチャート

## 商品認証企業

下札発注申請書 様式第16号  
織ネーム発注申請書 様式17号



申請者 または 委託先 縫製企業など ※1

ロゴマーク使用契約

① 申請

- ◆商品認証番号
- ◆企業認証番号
- ◆申請数
- ◆下札/織ネーム番号 など

③ 発注方法の連絡

④ 発注

⑤ 出荷  
⑥ 請求

⑦ 支払い



下札発注申請書 様式第16号  
織ネーム発注申請書 様式17号



② 申請情報の伝達・登録



ラベルオーダー Webシステム

J∞QUALITY 運営事務局



業務委託契約

下札/織ネーム指定業者

※1 委託先の縫製企業等が発注および下札・織ネームの受取可能